

群馬県市町村職員年金者連盟弔慰金規程

（目 的）

第1条 この規程は、群馬県市町村職員年金者連盟会員（以下「会員」という。）が死亡した場合における弔慰の方法について定めるものとする。

（弔慰の方法及び額）

第2条 弔慰は香花料等を贈り会長が会葬して弔意を表すものとする。ただし、会長が会葬できないときは、副会長又は支部長がこれを代行するものとする。

2 前項に規定する香花料等の額については、毎年度予算で定めるものとする。

（通 報）

第3条 支部長は会員が死亡したときは、葬儀の日時、場所等を速やかに会長に通報（別紙様式）するものとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行適用する。

附 則

この規程は、令和4年5月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別紙様式

報 告 書

群馬県市町村職員年金者連盟弔慰金規程第3条の規定により下記のとおり報告します。

記

死亡者氏名

元 所 属 所

年金証書番号

死亡年月日 年 月 日

群馬県市町村職員年金者連盟会長 様

年 月 日

群馬県市町村職員年金者連盟 支部

支 部 長